

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	事務局長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

平成 2 1 年 第 2 決算審査特別委員会 会 議 録

開催年月日		平成 21 年 9 月 15 日(火)・16 日(水)・17 日(木)	
開催場所		第一委員会室	
出席委員	別紙のとおり	事務局	田湯次長
			寺嶋主査
欠席委員	なし		
説明員		別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1 付託事件		
	認定第 2 号 平成 20 年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第 3 号 平成 20 年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第 4 号 平成 20 年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第 5 号 平成 20 年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第 6 号 平成 20 年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第 7 号 平成 20 年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第 8 号 平成 20 年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第 9 号 平成 20 年度滝川市病院事業決算の認定について		
	2 審査月日		
	9 月 15 日から 17 日までの 3 日間、慎重に審査を行った。		
	3 審査の結果		
	採決の結果、認定第 2 号は挙手多数（7：1）により、また、認定第 3 号から第 9 号までの 7 件については全会一致をもって可とすべきものと決定した。		
上記記載のとおり相違ない。第2決算審査特別委員長 本 間 保 昭 ㊞			

第2決算審査特別委員会（第1日目）

H21. 9. 15(火) 10:00～

第一委員会室

○本間委員長、堀副委員長就任挨拶をする。

開 会 10:00

委員長

委員動静報告～全員出席。これより本日の会議を開く。本委員会に付託された事件は、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号の以上特別会計7件、企業会計1件の計8件となっている。次に審査の方法について協議する。日程については配付されている別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめどとして取り進めることでよいか。（よし）異議なしと認め、そのように決定する。次に審査の進め方について協議する。審査は会計ごとに行うこととし、病院事業会計は決算内容について、そのほかの特別会計は節または細節で50万円以上の不用額について、要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けた後、質疑を行い、討論・採決については最終日に行うことでよろしいか。（よし）そのように決定する。なお、意見は討論の際に述べていただくことになっているので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないよう配意願う。また答弁については、部課長に限らず内容の知り得る方に行っていただきたい。次に市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しているが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよいか。（よし）そのように決定する。次に討論だが、付託されている全認定について一括して各会派代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は、新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、窪之内委員の順とすることよいか。（よし）そのように決定する。なお、各会派等から出された討論要旨については、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷、配付することになっているので了承願う。最後に資料要求の関係で諮るが、予定される資料については手元に配付されている。これ以外で資料要求される方はその都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思うが、これでよいか。（よし）そのように決定する。まず冒頭に資料要求される方はいるか。

清水

通常3月末に入札、契約が行われる管理業務系について、平成21年度の結果はホームページに載っているが、20年度以前については載っていないので次の項目の落札者、落札価格、落札率の資料を要求したい。

- ① 市立病院電話交換及び宿直日直管理業務
- ② 市立病院内メッセージ業務
- ③ 市立病院中央材料室及び手術室補助業務
- ④ 市立病院駐車場管理業務
- ⑤ 高等看護学院清掃業務
- ⑥ 市立病院ボイラー運転業務
- ⑦ 市立病院夜間警備業務
- ⑧ 市立病院清掃及び外来案内業務

について、18年、19年、20年度予算に対する資料を要求したい。

委員長

確認する。18、19、20年度ということか。

清水

重要な資料と思うので20年度は当然だが、20年度を評価するために18、19年度分も必要という趣旨である。

委員長

この資料要求について委員から意見はあるか。

山 口 20年度の決算を審議するのに、前年、前々年の資料を求めるとなると際限がない。要らないのではないか。

委 員 長 ほかにあるか。

清 水 私の質疑に使おうと思っている資料なので、今言ったことは後ほど質疑で聞くのでその旨理解願う。資料要求は賛同の意見がないので取り下げる。

委 員 長 ただいまの資料要求については取り下げることでお願いする。ほかに資料要求はあるか。(なし) 以上で審査方法についての協議を終了し、さっそく審査に入りたいがよろしいか。(よし) それでは日程に従い審査を進める。認定第9号について説明願う。

認定第9号 平成20年度滝川市病院事業決算の認定について

東 部 長 (認定第9号を説明する。)

委 員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

山 口 ① P16、総括の中ほどに未収金の徴収強化に努めると載っているが、平成20年度になってどういう形で徴収システムを強化したのか伺う。

② P18、職員数で医師が増減1名ということだが、どういう科目、どういう状況でふえたり減ったりしたのか。減っている期間がどのくらいあったのか科目別に伺う。また看護師がマイナス10となっているが、減した主な要因について伺う。

菊井主幹 ① 努力して徴収しているが、残念ながら未収金は若干増加している。特に平成20年度についてはいろいろ督促をかけたが、なかなか効果が表れないということから法的手段をとっている。悪質と思われる患者さん29件に対して、内容証明、督促、裁判所に仮執行制限してもらったりして、最終的に民事訴訟に至ったのは2件だった。2件の方については、毎月2万円とか3,000円ということで裁判の判決が出て現在入金していただいている。21年度についても、高額、悪質と思われる患者さんには法的手段をとっていきたい。

東 部 長 ② 平成20年度から皮膚科が常勤から非常勤になったことで1名減の状態になっている。そのほかの科については、3月に退職しても4月に交代の方が来られるということで実質的な増減はない。看護師の傾向としては若い職員が多いこともあり、結婚や都会への転出などが今までも減の大きな要因だったが、20年度については定年勧奨で6名、介護に従事したりさまざまな家庭の事情で家事専従にするという方も6名ほどいたことで例年より少し退職者が多かったと分析している。

山 口 未収金の関係で悪質と言われたが、どういう条件で悪質と判断しているのか伺う。

菊井主幹 受診した際に納付書に未収金額が出るようになっていっているので、患者さんには誓約書を書いてもらったり約束していただいたりしているが、なかなか実行されないことが何回か続くと誠意がないということで、こうした患者さんについては法的手段をとっている。

委 員 長 他に質疑はあるか。

水 口 ① 平成20年度において、常勤、非常勤を含めて道内3医育大学以外からの医師がいたかどうか伺う。

② 20年度内に3医育大学以外に医師確保のお願いにいった大学病院などがあれば伺う。

③ 3医育大学から医師を派遣していただいていることが、ほかの大学から医師の派遣を受けるときに影響があると考えるが、そういう部分での影響はかなり大きいのか伺う。

黒田院長 ② 医師確保に関しては厳しい状況にあり、実質を伴わない状態が続いている。3医育大学以外からの医師確保ということで、最初は手当たり次第という形だったが、大

委員長
窪之内

阪医大や順天堂大学病院などある程度絞って交渉を続けているが、厳しい状況である。
③ 影響はかなりある。定員として従来からある科については充足されているので、そこへほかの大学から入ってくるのは非常に厳しい。そのことによって現有の医師が引き揚げるという危険性もあるので、充足されている科については、3医育大学からの派遣の医師に頼っているところだが、内科は絶対数が不足して大変厳しい状況にあるので、ほかの大学との交渉を進めている。これについては了解を得ている。

① 研修医を除いて3医育大学以外からの医師はいない。
他に質疑はあるか。

① 医師確保のためにどれぐらいの経費をかけているのかが決算書のどこの科目に出てくるのかわからないが、赤平ではパンフレットを配ったりなどいろいろな取り組みをしており、一定のお金をかけた取り組みが必要と思う。経費をかける考え方を含めてどれぐらいの経費をかけたのか伺う。

② 当年度純損失の3,300万円ということで、事務部長から7,600万円の特別損失もあったとの説明だった。特別損失は当初からわかっていたことなので、結果として損失の金額に入ってくることはわかるが、年度内の特別の出来事ではなかったと思う。ことしの初めに院内感染があつて入院患者の受け入れを一部制限したと思うが、その影響はなかったのか。また、入院期間と制限内容がどんなものだったのか伺う。

③ 翌年度繰越の欠損金が5億3,670万円で、この内一般会計の計画的な繰入によって江部乙診療所分は解決されていくと思っているが、この時点での江部乙診療所分は3億3,595万円か確認願う。

④ 3,300万円の純損失が出た主な要因が患者数の減ということで、病院建替計画との関係で比較してもベッドの稼働率その他も含めてすべて低い。監査の決算審査意見書では患者数減の原因を見きわめて対応するように求められており、その辺の取り組みがどのようになされたのか伺う。

⑤ ベッドの稼働率、入院患者数の関係で見ると精神神経科が一気に減っている。今まで40人台で推移していたと思うが、34.5人ということで何か特別な原因があったのか伺う。

⑥ 昨年2億6,800万円をかけてオーダーリングシステムを導入したが、医師の負担増になるということで負担解消策が講じられたのか伺う。予算の段階では補助員を配置するということもあったので、配置したのであればかかった経費についても伺う。またシステムが順調に稼働しているのか伺う。

⑦ P9、高等看護学院の受験者数が平成19年度は128人いたのが88人と大幅減しているが、少子化では済まない減だと思う。受験者数減の要因についてどう考えているのか伺う。高等看護学院の収支をゼロにするため一般会計からの繰り入れを行っている。平成20年度は19年度から比べて減ってきているはずだが、20年度の収支不足に対応した金額を伺う。

⑧ 患者、市民からの苦情のベスト3とその対応について伺う。建てかえに対応した駐車場についての患者や来院者の評価について、どのように押さえているのか伺う。

東部長

① 医師確保のためにかかっている経費としては、例えば院長が道外の大学を訪問するときの旅費の関係や菓子折りなど余り多額にはかけていないことから、余りに金をかけなさ過ぎることで反省している。いろんな形で派遣していただいていた時代はそれでも済んだが、大学、医局自体の数が少なくなってくると、長いつき合いといういろいろな形での影響もあると思うので、お金をかける必要があると思っており、平成21年度は医師確保のためのパンフレットをつくったりいろいろ行っている。確保の

ためには少しお金をかけるという姿勢は必要だと考えている。

② 指摘のとおり 7,600 万円の特別損失については、当初からの予定どおりである。大きなところとしては、患者数、特に入院患者数が減ったことによる入院収益の減である。昨年 3 月に院内感染が発生した。これはノロウイルスだが、市内のいろいろな施設で発生して患者さんも来られたことで休み等もあり初期の対応が必ずしも十分でなかった部分もあったのではと反省しているところである。院内の対応を十分にしなければならぬことと保健所にもきちんと届ける必要があるだろうということで、保健所にも届けてきちんと指導を仰いだ中で、拡大を早期に終息させるためには入院患者さん、新規の患者さんを極力抑える必要があるということで意図的にかなり落としたことがあり、かなり影響が大きかったと思っている。結果的には 3 月だけで終わらず、4 月、5 月にまで影響したが、これは感染の防止ということで終結しても一度意図的に患者さんを減らしてしまうとすぐには回復しないという傾向もあるので、かなりの打撃だったと考えているところである。

③ 江部乙診療所の部分の残高だが、20 年度末における未処理の部分ということでは、当時江部乙の欠損金については全体で 8 億六、七千万円があったと思うが、病院ということで一つの会計で処理をした。本来であれば病院を閉鎖する段階で全体をとということだが、一般会計、その他お金が大変だということもあり、実質的な対外債務である 6 億 1,400 万円について将来分割返済するということだったので、実質的な償還部分ということでは、3 億 3,595 万 1,000 円である。

④ 病院の場合は毎月事業内会議を開いており、院長、副院長を初め、診療部長、各部長なども入って毎月の状況報告をして改善点等について議論している。患者数減の要因としては、1 つには皮膚科の固定医がいなくなったことや 18 年度当時からすると内科も医師が減ったということで、なかなかほかの先生ではカバーし切れないという部分もある。また、必ずしも景気がよくなならないということになると、全国的に患者さんが少しずつ減ってきているということで、対応し切れない部分もあって結果としてなってしまったと思う。一番大きなところとしては、滝川市内の患者さん、新十津川、雨竜を含めて約 9 割の方が滝川市立病院なので、そういう人々に来ていただくことが重要で、当院にない診療科についてはほかのところに行かれても仕方がないとしても、より多く来ていただくためには、院内として接遇研修をしたりして医療だけでなくプラスアルファの付加価値をどう高めていくのかということがある。苦情などについても、原課に対応結果を返してどういう対応をしていくのかという積み重ねの中で信頼を回復していく取り組みといった地道な部分を行っているところだが、結果的になかなか成果が表れなかったということである。

⑥ オーダリングシステムを導入した当時は、端末操作の部分や端末を長い時間見るのは疲れることなので、慣れるまでの先生方の負担は大きかったと思う。院長の方針もあって、いつまでも他人に頼っていることにはならないので、まずは本人にしっかりと覚えていただくということで、例えば横に看護師など別のスタッフがついて操作等について相談、助言をしたり、ほかのメディカルが確認等で対応できる部分であれば対応するなどささやかなことでしかないが行った。最終的には医師が確認して出さなければならぬという行為があるので、大きくほかの人が代用するということではできないが、細かいところでお手伝いできる場所がないのかを検討させていただいて取り組んだ。導入してから各所属から委員に出させていただいて会合を開き、どういうところを改善すべきなのかということで取り組んだ。効果を考えると、今はオーダリングとして落ち着いてそれなりに動いていると考えている。

⑦ 高等看護学院についてだが、管内では試験日を統一して同じ日にやることにしている。以前は試験日がばらばらでかけ持ち受験というか、受験者が多く大変だったこともあり、試験日を統一して負担を減らすよう取り組んでいる。少子化ということもあって4年制大学志望が非常にふえており、減り方の割合に違いはあるがどこも減ってきている。高等学校の先生方の話でも4年制大学を志望する学生が多いということで一つの要因と思っているが、それだけで放置しておくわけにもいけないので、21年度はそれらも含めて対応策を進めているところである。基本的に予算協議の中で看護師の養成というのは事業収益と直接関係がないことで、受験料、授業料、あるいは交付税で措置されるものを除いた不足する分については、一般会計で負担するというルールを確立させていただいた。例えば入学者が定員に満たなかった場合は、病院の努力が足りないでその部分は引くといった細かいことはあるが、20年度に補てん分として繰り入れられた部分は、2,210万2,000円である。

鈴木課長

⑧ 意見箱に投函する区分としては、意見、要望、その他となっている。平成20年度において意見箱に投函された総数は176件あり、昨年度が146件だったので若干ふえている。内容としては意見が87件、要望が44件、その他が45件という内訳である。特に意見の中で一番多いのが接遇に関する事、要望に関しては施設に関する事、その他については感謝ということで、その他の45件のうち30件が感謝だった。昨年と同様、接遇に関する事が圧倒的に占めており、接遇に関しては病院の今年度の取り組みとして大きな目標に掲げており、接遇講演会を全職員を対象に今年3回行い、接遇向上を図るための策を講じている。駐車場の関係だが、病院改築に伴い市役所前と従来の職員駐車場を市民、病院利用者に開放している。当初はかなりの混乱を予想していたが、思ったより苦情等は来ていない。数件意見箱に入っていたのは、身体障害者用の駐車場がもう少し近くにあるほうがいいのか、冬期間の除雪について、除雪がうまく行われていないときにきちんとしてほしいといった内容で、特に駐車場に関して大きなトラブルが意見箱に投函されたケースはない。

東部長

⑤ 精神神経科のベッド稼働率が大きく下がったということがある。国の全体的な方向としては、精神科の患者さんについては早期復帰をするという指導のもとで、長期入院を極力やめてなるべく社会復帰していただくという流れがある。特に長期入院されていた方がお亡くなりになるなど長期の方が減ったこととも重なり、一気に減ったと考えている。数値的にいくと特に精神神経科としては減っておらず、逆に少しずつだがふえている状況がある。

窪之内

① 新年度にも影響したということで、入院制限による影響額を伺う。
② 建替計画から見ると、外来単価は六千幾らだったのが八千幾らになっているが、入院単価は収支見通しと比べてもまだ低い。ただ収支見通しの中では7対1看護を前提としており、そうすれば一日9万7,030人でも2億数千万円の収益相当となる。その分看護師確保で人件費が出ていくこともあると思うが、入院単価を上げる上では必要になってくると思う。10対1でやっているいろいろな公立病院の中の入院単価として、滝川市立病院は高いほうに位置しているのか、中間点くらいなのか。10対1の看護師でも単価を上げることが可能なのかといった点について、どのように検討しているのか伺う。

黒田院長

① あくまでもざっと見積もった感じだが、3カ月間ほど影響があり、手術件数、入院件数の減少、感染防止のための経費が非常に大きかった。これらを含めてトータルで3,000万円から5,000万円の間と思う。
② 外来単価の上昇は延べ人数にも関係があるが、保険制度の改定によって薬剤の長

期投与が可能になり、今まで4週間に1回あるいは2週間に1回という方がかなりの間隔に延びたことで、平均すると2カ月に1回ぐらいになっていると思う。このために1回の診療の日数が多くなったことが外来単価の上昇につながっていると思う。入院単価は、10対1の病院の中では中の上ぐらいだと思う。昨年度はDPCを導入していなかったのですが、単価を上げるということは検査をふやす、要するに保険点数をふやすことになるので、そういう意味での奨励は行っていない。入院患者さんを引き受けるなどいろいろな意味での努力はしているが、必要なことを必要なだけ行うという方針でやっているの、特に検査を多くするような要望を出したりはしていない。先ほど医師確保でどれぐらいのお金を使っているかということだったが、ほとんど旅費とあとほんの少しである。医師確保ということで何らかの費用をかけてあちこちに行っても全国的な医師不足はどうすることもできないので、結局は無駄にお金をかけることになってしまう。一つの方針として、滝川市立病院の医師の待遇を改善する方向で努力しているところである。

窪之内 現状の医師の待遇をよくすることに努めたいとのことだったが、どういった点で待遇の改善がされてきたのか伺う。

黒田院長 1つは負担の軽減、もう一つは収入の面である。この2つが大きな点である。先ほど部長からも説明があったが、オーダーリングシステムを導入してから非常に負担がふえた。それをどれだけ解消するかという努力はかなりしたつもりだが、次から次へと制度が変わり、医師が書かなければならない書類などによりどんどん負担がふえており、国の政策なのでなかなか難しい問題があると思う。給与面での待遇については、当直料を倍増し、夜間に出てくる件数によって単価を上げたりした。もともと滝川市立病院は、自治体病院の中でも給料はある程度確保されているので、ドクターの受ける印象は悪くないと感じている。

委員長 11時15分で黒田院長が病院に戻られるということで、院長に対する質問があればここでお願いしたい。

山 腰 滝川市立病院は隣町に大きな病院、市内にも個人開業医があつて環境としては決してよくないと思うが、そういう中で頑張つてあらゆる改革をしてきている。医師の確保、看護師の確保には全国でも同じように苦しんでいる。今後どうやって改革していくのかといえば、入院患者さんの収入が年間32億5,000万円ある。滝川市立病院の食事は自賄いだと思うが、食材費が約6億円でこれに対する人件費も伴う。食材費と人件費を合わせると入院患者の総収入の32億5,000万円に対する何十%に対応するのか。今は働いている方々、地域の食材を優先的にやっているが、これを他の業者に委託した場合のメリット、デメリットもあるが、ここも改革できる部分ではあると思う。恐らく食材だけで6億円、人件費もかなりの額になると思うので、合わせたときに滝川が踏み出すかは別にして、経営者側としては当然シミュレーションをやってみたと思う。恐らく10%から20%は出てくると思うが、検討した経過があるのか伺う。

黒田院長 アウトソーシングについては、7年ぐらい前に一度検討した。メリット、デメリットがあるが、メリットとして安くなることは確かである。そのかわりデメリットとして今まで滝川市立病院の食事は一番いいと言われていたが、それが消えてしまうということがある。入院患者さんにとって食事が悪くなるということはかなり問題である。その時点では10~20%の節約はできたと思うが、節約して味が落ちてしまうと問題ということで、それ自体が接遇の一つなので踏み切れなかった。札幌市内の病院などはそういう形でほとんど業者が入っているが、やはりおいしくないようである。ただ、今回改築に向けてもう一度再検討しなければならないと思っており、業者を選ぶとか

- 山 腰 そういった形では可能かと思う。
- 委員 長 滝川市立病院の食事はおいしい。時代の流れとして必ずしもまずい食事ばかりを出しているところばかりではない。かなり工夫して最優先で地元の産物を使うとか、雇用の関係はすべて賄うということをやっているところもあるので、やるやらないは別に
清 水 して経営側として検討していく必要があると思う。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
清 水 ① 臨床研修医が一定数来ており、医師の地域医療あるいは育成という点で貢献しているというプラス面、一方で職員の負担になっているという実態をどのようにとらえているか伺う。当然問題点を改善しながら進めていると思うが、現状に対する院長の考えを伺う。
- 委員 長 ② 病院稼働率が下がった原因として何が挙げられるか。恐らく平均在院日数が減って、できるだけ早く退院していただくというのが要因と思う。経営面ではいいと思うが、医療を預かる医師としての考え方を伺う。
清 水 ③ 砂川市立病院との病病連携について、いろいろなことが進んでいると思うが、平成20年度にどんな前進、改善があったか伺う。
- 委員 長 ④ 院内保育所については、19年度あたりからいろいろと検討されているが、財政面で実現しないということがある。現場職員、技術者職員を預かる院長として、財政面は置いて必要性について考えを伺う。
清 水 ④について、決算との関係をもう少し明確にしていきたい。
- 黒田院長 20年度は建てかえの積算が進み新病院の構想が進んだ年である。院外に保育所をつくることも相当検討した中で、院長がどのように考えられたかということである。
- ① 毎年大体3～4名の研修医が来る。1年目、2年目ということでいろいろな知識を持っているが、医療技術の面では何もできないということもある。従来から言われていることだが、これは一種の技術の伝達であり、研修医、新人医に対して必ずやっていかなければならないことである。そのために患者さんに負担してもらう場合もあると思うが、医療水準の維持のためには絶対に必要なことである。同じような意味で例えば処置をするにも指導されながらすることで時間がかかるので、一番早くできる人がやればそれで済んでしまうが、そういうわけにはいかない。医療技術というのはどこかで伝達していかなければならない。札幌市の病院では内視鏡も研修医にはさせないという病院もあるが、滝川市立病院では、できるだけ技術を習得してもらうということで患者さんにも協力していただいているし、スタッフにも協力してもらっている。そういう考えでいかなければ途絶してしまうことになり、研修医制度の意味もなくなってしまう。
- ② 病院稼働率については、昨年度は余り変わっていないが、今年度に入り最近になって下がってきている。在院日数を減らせといったかけ声は院内ではない。必要な患者さんには必要な日数入院していただくということでやっている。
- ③ 砂川市立病院との病病連携については、5年ぐらい前に産婦人科の件で集約化が行われた時点から具体的な連携が始まっているが、救急で滝川市立病院で処置できない患者さんについては、砂川市立病院へ送って処置してもらうといったことは現状も続いている。現在病病、病診連携については、脳外科で砂川市立病院、滝川脳神経外科、この地域全体を含めて構築されようとしており、もちろんそれにも参加する予定である。原則としては、滝川市立病院でできることはやるという形で、医療的にできないものについては連携で補うということである。
- ④ 院内保育所については、毎年検討課題に挙がっており、今までも何回か職員、ス

スタッフにアンケートをとっている。実際に保育所をつくった場合に、どれぐらいそこに預けてもらえるかということも検討しているが、過去のアンケートでは少なかったこともあり、厳しい経営状況の中ではなかなか踏み切れなかったが、採算とか経営状況、人数的なものを除いた場合は、ある意味必要なものとは考えており、最近もアンケートをとって現在分析中ということである。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) それでは、院長にはここで退席していただく。引き続き質疑願う。

清水

① P8、病院事業収益が見込みより減って結果的に3,303万8,000円の赤字となった。黒字の見込みだったと思うが、この原因として、患者1人当たりとか、職員1人当たりとかといった基準では利益は上がっているが、トータルとしては収益が93.8%に終わって収支が赤字だったということで、赤字になった原因がよくわからないので伺う。

② P10、薬品費と診療材料費について、契約の結果が市のホームページに載っていない。給食材料費については、米と何かの単価契約の結果が載っている。契約結果の情報開示はかなり進んでおり、随意契約についても下限がないが、なぜ公開されないのか伺う。

③ 看護師の7対1について、年度当初のあと十数人入れば7対1達成という状況から10人減ったということは、7対1から遠のいたということだと思うが、7対1に対する努力をしたが減ったということなのか、それとも7対1については当分様子を見るということなのか伺う。7対1の診療報酬のプラス効果に診療報酬制度の改正による大きな変化があったのかということも含めて伺う。

④ 入院患者を急性期と亜急性期に分けると何対何の比率になるのか伺う。

⑤ P11、委託業務について、8項目のうちの7項目が同じ会社だが、平成19年度、18年度も同じ業者だったのか伺う。

⑥ 医事業務の9,292万円について、何年間同じ業者がしているのか伺う。またこれを積算する上で人件費をどの程度見ているのか伺う。

⑦ P11、洗濯料について、発注先が赤平の光生舎なのか、一部更生園が入っているのか伺う。クリーニング業界は非常に厳しくなっており、更生園からもっと使ってほしいという話があると思うが、その辺がどうなのか伺う。

⑧ P2、資本的支出残について、この建設改良費1億787万円の中にドーコン・山下の管理監督委託業務が入っていると思う。これが875人工ということだが、5,985万円の積算の中で人件費をどの程度見ているのか伺う。

⑨ 消費税を抜くとか抜かないという説明があったが、消費税は普通、収益的収支の費用のところで租税公課というふうに出ていると思うが、どこに計上されているのか伺う。

東部長

① 病院だけではなく企業の場合にも損益分岐点がある。支出の内訳として固定費と変動費があるが、固定費は経費や人件費など患者さんの増減に関係なく基本的にかかるもので、材料費や患者さんの増減に応じて変動するものが変動費である。そういう意味では損益分岐点は固定費をなるべく低くして、変動費の固定費の部分で収益が超えるだけの収益を上げなければならないということがある。ある一定水準の収益を上げないと利益が出ないということがあるので、患者さんが減ったことによる収益の減というのが赤字の一番の要因と考えている。もう一つは、最近の傾向として感染性に対する保健所や国の指導がいろいろな形でつくってきており、使い捨てるものが非常にふえてきている。感染性対策に要する経費にかなりかけたということもあり、総体的に日常的にもそういうものに対するものがふえてきたということがある。これ

がふえるとごみの処理費もふえ、感染性のごみ処理ということで処理をしなければならないことで費用が出てくるので直接収益にはつながらないが、費用としてふえてきているということもあると考えている。損益分岐点を考えると、一定水準の収益をどう伸ばすのかというところが一番大きなポイントと考えている。

③ 7対1の積算については、いろいろと積算の基準があり、単純に言うとも過去1年間の平均患者数とその年の看護師の勤務した日数を割り返して一定の計算式で基準を満たすのかどうかという計算になる。したがって毎月の患者数の変動、例えば5月の連休など職員の休みが多い月だと勤務時間が少なくなるので、その基準を満たさないということもある。1カ月でも基準を満たさないとダメかということではなく、その翌月に7対1の基準を満たせばいいということもあるので、年度当初に看護師があと十数名と言っていたのは、過去1年間の患者数ということで、残念ながら18年から見ると19年、20年と患者さんがだんだん減ってきたため、年度当初の時点で年度末の時点で必要とする7対1の基準を満たすだけの看護師の数について、かなり変わってきているという状況がある。あとほんの少しで確保できる状況なので現在努力をしている状況である。

④ 亜急性期としては平成20年度の段階でベッド数として20を確保していた。全員が埋まっているわけではないが、平均して十四、五人だったと思う。精神神経科を除いた急性期の患者さんのうちの四、五%ぐらいの方が亜急性期に入院と思っている。

松村副主幹 ⑤ 8項目の内訳だが、夜間警備業務は北斗警備にやっていただいております、中央材料室は中央ビルメンテナンス、それ以外については株式会社フジファシリティーをお願いしている。フジファシリティーの7項目は、ボイラー運転業務、院内清掃及び外来案内業務、院内メッセージ業務、電話交換及び宿日直管理業務、駐車場管理業務となっているが漏れはないか。

委員長 清水委員はどうか。
清水 電話交換、メッセージ、駐車場、高等看護学院清掃、ボイラー運転、市立病院内清掃の6つなのか。

松村副主幹 1項目漏れていた。高等看護学院の清掃業務もフジファシリティーである。

橋本副主幹 ⑨ 予算積算上は税込みで積算することになっている。決算の時点では1枚目、2枚目の報告書の中では税込みで、医業外費用の中に納税額は入っているが、次ページ以降の損益計算書からは税抜き表示をするようにというルールがあるので、どこにも消費税という言葉は出てこない。公営企業法の決算のルールというものがあるので理解願う。

菊井主幹 ⑥ 医事業務の委託については、ここ数年、日本医療事務センターと契約を結んでいる。9年前までは1社随契ということで、当初派遣職員が日本医療事務センターから来ていた経過があり、委託したようである。内部でも入札をしないのはおかしいということで、平成19年に入札を行っている。医療事務の場合は、ほかの事務と異なり継続性を持っているので、3月の医療費は4月に請求するが、3月末で切れるわけではなく当然継続するので、万入札の時点で業者が変わったら困るということもあり、3カ月、4カ月の短期でまず随契しておいて、入札によって業者が変わった場合でも変更期間という引き継ぎ期間を持てるように契約をした。2社で入札をしたわけだが、結果的には今の日本医療事務センターと契約を結んでいる。これを毎年入札するのかということになると、先生方とのコミュニケーション、3月末で切れて次からはならないので、ある程度の期間、5年、6年をおいてから再度入札ということで考えている。札幌と違い業者が全部変わるとなると、医療事務に精通している人間が委

託をするわけだが、なかなか従業員を集められないといったこともある。19年の入札のときにも札幌の医療事務を委託している業者何社かに声をかけたが、日本医療事務センターともう一社しか集まらなかったため、最終的に2社で入札を行った。積算については、業務内容からいってほとんどが人件費である。現員の人数でできるのかどうかということを毎年協議している。業務量がふえるふえない、入院患者が減る分もあるし、DPCが導入されるとなると新規となるので、その辺も含めて人数の算定をしている。

鈴木課長

② 管理業務については、市の財政課を通して入札という手順を踏んでいる。それ以外の病院の特殊な契約については、病院独自でという流れになっており、件数がかなり多くなるということで特殊随契を中心にホームページでは公開していないが、閲覧は可能ということを進めている。ただ内容によっては公開しないものも一部あるが、情報公開ということではできる限り公開することで進めている。

⑦ 従来病院の洗濯については光生舎が入っていたが、更生園ができた段階で光生舎を通して洗濯物が更生園に流れる仕組みになっており、お金の流れは病院から光生舎に払っているが、一部当院の職員の白衣等は更生園に洗濯に出している状況である。

田中主幹
清水

⑧ 管理委託料の人件費については、直接人件費としては約40%である。

① 赤字の原因について、突き詰めると患者数の減ということだったが、患者数の減を分析する必要がある。外来でいえば投薬の期間がふえて外来患者1人当たりの収益は何割も上がっており、平均在院日数についても加えて聞くと、平成19年度何日から20年度何日になったという中で結局患者数が減っている。患者数の延べ数は減っているが、来る方、実数はふえているなどといった実態を伺いたい。診療報酬改定の結果、効率は上がっているのにトータルで赤字になるなら、市立病院がどんなに努力をしてもよくならないという不安があるので伺う。

② 消費税は結局幾らなのか伺う。

③ 日本医療事務センターについて、5年おいて入札ということで、入札してから4年間随契してまた入札ということだと思うが、そういうことでよいか確認する。

④ 人件費の1人当たりの積算を聞いたが、管理職クラスから係クラスまで何種類かに分かれていると思うので、所長で幾ら、管理職で幾らという形で願います。

⑤ 更生園への発注を光生舎を通してする必要性がどこにあるのか伺う。

⑥ 建築の管理について、人件費が40%というのは意外だった。約6,000万円のうち3千五、六百万円は人件費以外ということで、管理の委託はほとんど人件費にかかわるもので、技術料やノウハウ料で人件費に集約されると思う。残りの6割の経費がどのようなものか伺う。

⑦ 7種類のものがフジファシリティーだということは分かっている。19年と18年がどうだったのかを伺ったので再度願います。

東部長

① 収益の部分でいくと、基本的な積算では延べ患者数に診療単価を掛けて積算するが、平均在院日数については、院長が言われたように必要な治療は必要な期間きちんと行うということで、無理して退院していただくのではなく、必要なものは必要な期間入院していただくが、退院の必要が出た場合は退院していただくというのが基本である。そういう意味では平成19年度と20年度ではほとんど変わっていないが、19年度が17.08日、20年度が17.69日ということで、平均在院日数でいくとわずかにふえている。減っているのは患者数で、延べ患者数、実患者数ともに減っている。特に減った要因ということでは、医師の数が減っていることがある。例えば皮膚科は20年度常勤医がいなくなった。19年度は耳鼻咽喉科の常勤医がいなくなったことで入院患者

	数がゼロになってしまう。内科の医師についても 18 年、19 年を比較すると実質的に減ったところもあるので、実の部分で減ってしまっていることが大きい。赤字の要因として一方で考えられるのは、医師の減員による患者数の減というのが大きい。一般的には、医師 1 人採用すれば 1 億円以上収益が伸びると言われているので、そういうところが出てきていると思っている。長期的に見れば、この地域全体における患者数が将来的には減っていくということも今後の課題としてあると考えている。
橋本副主幹	② 消費税及び地方消費税としての納付額の合計は 339 万 8,700 円である。
菊井主幹	④ 統括と言われている方は年 458 万円ほどとなっている。班長、副班長は年 300 万円ほどとなっている。このほかに契約社員については諸経費として 15%ほどを加味して委託料を積算している。臨時職員は市のパートの賃金を勘案して今回の場合だと 720 円程度で積算している。
	③ 基本的には、平成 19 年にしたので 5 年ほどで入札したいと考えているが、新病院完成時期との兼ね合いもあるのできっちり 5 年後かというのはわからない。そういうサイクルで入札を執行したいと考えている。
鈴木課長	⑤ 更生園ができた当時、周りのクリーニング店や光生舎の関連を含めてそういう流れがいいという判断でされたのではないかと思う。その辺の経過は十分に把握していないので、調べてそういう必要性がなければ直接発注という方法も考えられないわけではないので、検討していきたい。
田中主幹	⑥ 直接人件費については 40%だが、このほかに技術料、旅費、諸経費等を含めており、技術料を含めると 60～70%になると思う。
松村副主幹	⑦ 8 項目の委託先で高等看護学院の清掃については平成 20 年度からなので、それ以外についてだが、18、19、20 年度は同様である。
清 水	3 年間に 6 種類の入札を行って 6 種類とも同じ企業が取るというのは、指名競争なのか、それ以外の契約の仕方なのか、指名だったら何社なのか。入札がおかしいとは言わないが、疑いは感じなければいけないと思う。メッセージ業務や看護助手の業務などは何十人ものある一定の技術を持った方なので、ほかの会社では持っていないのでできないという背景があると思う。ただ清掃業務やボイラー運転などはいつでもほかの会社ができる仕事であり、こういう業務が同じ会社に落札されていることで疑いを持たないのか伺う。
東 部 長	課長からも話をしたが、市役所で行う部分と病院独自の特殊性の部分で病院で行う部分とに区分している。質問にあったのは管理的な業務なので一般的な部分で行われるということで、市役所の財政課で入札を執行していただいている。条件や考え方としては市役所と全く同じで、登録業者の中から指名をして指名選考委員会にかけて入札を行うという手順をとっており、結果的に同じ業者ということではそのとおりだが、滝川市に登録されている業者数やその能力などといったこともある。病院の場合は結構な広さがあるので清掃でもかなりの数の人が必要だったり、そういったいろいろなことが加味されて結果的にそういうことになったと思う。これらについては、透明性をしっかりしなければならないということで、市役所と同じような考え方で手続も同じようにしているところである。
松村副主幹	契約方法だが、この 8 項目すべて地方自治法施行令第 167 条の 2 という規定の中で指名競争入札を行うということになっている。業者数については手元に資料がない。
委 員 長	他に質疑はあるか。
副委員長	P24、ガン検診の状況で前年は合計で 2,264 件受診されているが、今年度は 1,255 件ということで 1,000 件ほど減っている。大きな要因は何か伺う。

- 山川副主幹 がん検診の案内は市の健康づくり課から広報等で案内しているが、平成19年度までは対象となる方すべてにはがきで案内していた経過がある。20年度においては広報のみのお知らせとしたことで、それが大きな要因ではないかと考えている。
- 副委員長 通知の仕方によって変わったとのことだが、今がんで亡くなられる方が一番多いわけなので、現状でこれだけ落ち込んでいるということは、経費面のことはあるかもしれないが、もう一度戻すなどの考えがあるのか伺う。
- 東 部 長 このことについては大変なことだと思っている。担当と保健センターへ1回打ち合わせに行っているが、減った要因をもう一回詳しく分析するよう指示しており、どうやったら元の水準に戻すことができるか検討している。対応策については、市立病院だけではできないので、保健センターを巻き込んでやっていかなければならないのではないかとということで相談している。保健センターとしてもがん検診は必要との認識を持っているので、減ったものをどう回復するのか、多くの方に検診を受けていただきたいということで、こしは無料クーポンもこれから始まるので、当院としてもこの辺の努力が大事だと考えており、いろいろ検討して動いていきたい。
- 委 員 長 他に質疑はあるか。(なし)
 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)
 以上で認定第9号の質疑を終結する。休憩する。再開は午後1時とする。
- 休 憩 11:53
 再 開 13:01
- 委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。山腰委員の早退の申し出を受けている。認定第6号について説明願う。
- 大平部長 認定第6号 平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 (認定第6号を説明する。)なお、詳細については課長より説明する。
 三谷課長 (認定第6号の詳細について説明する。)
 委 員 長 説明が終わった。質疑はあるか。
 窪之内
- ① P422、総括的なことで伺う。3,000万円を翌年度に繰り越し、基金も2,300万円ふえて5,600万円まで回復した。これまでの決算や予算の中でも公営住宅特別会計は建てかえ、取り壊しも含めて安定してやっていけるだろうという見通しだったが、そういう見通しのとおりの決算だったと確認してよいか伺う。
- ② 入居の申し込みの関係だが、年2回の入居申し込み時の応募数と応募倍率を伺う。公営住宅のストック総合計画で応募倍率が出ているので、同じように計算して平成20年度の応募倍率と年度内に入居できた団地と件数を伺う。
- ③ P428、住宅使用料について、収入超過者が一気に19世帯減った。90世帯をずっとキープしていたと思うが、減った要因は退去したということか、世帯の収入が減ったということなのか伺う。収入が超過しているので退去してくださいというような通知はしていると思うが、それでもまだ72世帯が残っている要因を伺う。
- ④ 全世帯に占める低所得者の比率が多くなってきていると思うが、世帯年収別の調定額の割合について、100万円単位で出していきたい。前に聞いたときには、ゼロが615世帯、1～100万円が385世帯、100万円台、200万円台、300万円台のそれぞれ割合を聞いているが、資料があれば伺いたい。
- ⑤ 明け渡しと滞納家賃の支払い請求の調停の申し立ての件数は、6件だったと思う。結果については先ほど強制退去が2件と言ったが、それ以外の方たちは全額納入をしたのか、誓約書による分割納入をしているのか。強制退去した方以外の方の動向とその時点の滞納金額が入金になってきているのか伺う。

⑥ P443、明け渡しの強制が2件のみということで、2件に700万円もかかったのか。裁判費用などもあるので、2件だけの費用とは思わないし、強制退去させるためには家財家具を一時保管しておくお金やいろいろなお金がかかることは知っているが、純粋に強制執行にかかった金額を伺う。

⑦ 滞納について、現年は99%以上の納入を維持しているということで、平成16年度と比較すると未収金は3分の1以下に減っており、全会計の中でこんなに減っている会計はない。法的な措置を講じた結果が表れてきているのか。これだけ滞納が減ってきているのは、それだけ現年に力を入れているということだと思うが、どのような取り組みを行ってきたのか。調停の条件は、単純に言えば3カ月以上の滞納ということだと思うが、年度末におけるその世帯数を伺う。

⑧ 解体後の土地等の活用について、西5丁目団地、新興団地が解体され、西5丁目団地の2棟は売りに出したと言ったが、どこに幾らで売って金額がどこに記載されているのか伺う。平成20年度中に跡地をどのように管理していたかということで、西5丁目団地でいえば、草刈り等の環境面での対応があったと思う。その辺の対応と新興団地は畑として使わせていると思うが、跡地の活用についての方針を伺う。

⑨ P441、修繕料の不用額1,200万円の説明で、大幅修繕工事の減と言われたが、何を予定していたがしなくて済んだという形で説明願う。

⑩ P447、委託料の不用額1,200万円については、入札の執行減ということだった。工事請負の場合は2億7,000万円に対しての入札執行減ということでわかるが、委託料は3,000万円に対して1,800万円ということで、金額が余りにも入札執行減という説明だけでは納得できない。3,000万円に対して1,800万円で終わったなら3,000万円の積算そのものに問題があったのではと思うがいかがか。

林 主 査

⑤⑥⑦ 滞納者についての訴訟関係の件数だが、平成20年度は調停件数が6件で、そのうち調停成立が2件、本人の不出頭による調停不成立が4件あった。その後、訴訟に移行したのが3件あり、平成21年度に入ってから和解が成立したのが2件、その後全額納付により取り下げている。強制執行の2件は、6月と7月にそれぞれ行っており、6月執行分については29万1,469円、7月執行分については47万4,133円となっている。3カ月以上の滞納者の数については把握していないが、全体数として平成20年度は67世帯、金額にして271万809円、19年度以前についても同じく67世帯、金額にして833万1,084円となっている。

三谷課長

①⑨ 最後の修繕工事の中身と重なるが、3,000万余りの繰越金が出た主な要因は、修繕工事が減ったということである。修繕工事については、毎年同じような内容で組んでいるが、平成20年度については、特に大型の修繕工事である床落ちの補修や寒い冬は4階建て、5階建ての住宅の部屋の中が結露し、結露の工事は1件当たり30万円、40万円かかる場合もあるが、昨年は暖気のせいもありそういった工事がほとんどなかった。修繕については、床落ち等も何件かあったが、直営の大工が2割程度行い、19年度に比べて380万円ほど建築工事で減しており、そのほかの修繕工事も減っている。特に予定した工事をしなかったというわけではなく、決算上は安定した決算であると思う。

⑩ 委託料については、設計等は公営住宅のストック活用計画の見直しや泉町団地の基本計画、江陵団地の第4期実施計画、栄町団地の実施設計等の委託だが、平均の落札率が64.5%と低率だったため、この金額が執行減として発生した。

鎌倉副主幹

⑧ 西5丁目団地、新興団地の跡地利用については、処分の前に財政課の管財のほうに管理替えしているので処分額等はこちらではわからない。西5丁目は改良区なので

用水路の西側もあったが、一部シルバー人材センターに草刈りを委託したり、市の土木課に草刈りの機械があるので、職員で対応したところである。新興団地の跡地については特に予定はしていないが、一部公営住宅入居者の方が家庭菜園的なもので使う分については、市としては草が生えるよりはいいということで黙認している。

万年主任主事 ③ 家賃と収入超過者が減った原因については、退去によるものも確かにあると思うが、大きなものとしては収入減がある。50代ぐらいの世帯が多かった中、退職して収入が減ったというのが多かったと思う。

④ 全世帯に占める低所得者の割合については、収入のない人という縛りはないが、家賃は8段階に分かれており、平成20年度が一番安い家賃の割合は82.6%で、金額については手元に資料がない。

三谷課長 ② 平成20年度においては、4月と10月にあき待ち登録を行っているが、平均値としては全団地で5.1倍となっている。

⑦ 3カ月以上滞納したら明け渡しの請求をすることになっているが、現年度に力を入れているのは確かで、3カ月になる前に一、二カ月のうちに集金担当の嘱託職員に何回も回ってもらっていることもあり、明け渡し請求にいく前に滞納額が大きくないうちに集金している状況である。調停についても、入居者にはいろいろな事情があるが、特に私たちが調停にかけているのは、悪質な滞納者、払う意志が全くないとか、何回呼び出しをしても来ないとか、そういう人たちである。

② 平成20年度において入居した件数は112世帯である。

窪之内 ① 平成20年度に入居した112世帯について、団地によって大分違いがあると思うので、資料があれば伺いたい。

② 明け渡しの関係で、手数料の関係で見ると700万円のうちで強制退去にはそれほど使っていないわけで、裁判費用もそんなにかからないと思うが、そのほかの手数料としてはどのようなものにかけているのか伺う。

③ 強制退去者は平成20年度の2件だけではないと思うが、退去していった人からは全く入金になるケースはないと考えてよいのか。強制退去にこれだけのお金をかけているのだからこのお金を本人に請求することができるのではないのか。今までの退去者で20年度に納めた事例があるのか伺う。

④ 調停にかけるのは3カ月以上の滞納なので、かなり滞納額が低い人もかけられていると思う。平成20年度末で調停に値するような悪質な滞納者がいたのか伺う。

⑤ 西5丁目団地はすべて処理されたので、全体が市の管財に移ったと考えてよいのか伺う。昨年西5丁目団地で草刈りを何回行ったか伺う。新興団地では解体して初めての冬になると思うが、一角に雪を持っていくことを認めるなど除雪についての検討を何もしなかったのか伺う。

林主査 ④ 現時点では一、二件考えているが、今後接触してみても悪質かどうかを判断してからの結論になるので今のところはない。

② 手数料の中身については、裁判費用もそうだが、一般修繕に係る排水が詰まった場合なども予算に含まれているので、このような残額になる。

③ 退去した後で現に何人かお支払いいただいているケースはある。

三谷課長 ③ 強制執行した退去者に対しては、裁判執行の費用及び住宅の修繕等の費用をすべて請求している。

万年主任主事 ③ 強制執行後の納付状況だが、市内にいる方については私たちが戸別に回ったりしている。全く払わない方も中にはいるが、少しでも払ってくれるよう折衝しているので、月5,000円、1万円といった形で分割でお支払いいただいている。実際にすべて

の料金を回収したかというはまだその段階まではいっていない。強制執行の費用、修繕費用が多額にかかっているケースもあるので、まずは家賃に入れさせてもらっている。

三谷課長

⑤ ほほえみ工房に売った分を除いてすべて管財に所管がえした。新興団地の跡地は、地域の人が除雪にも使えることで考慮してやっている。今は畑として住民の方が使っているが、冬の間は雪置き場として使ってもらいたいと思っている。平成20年度における西5丁目団地の草刈りは、お盆近くに1回行っている。

① 団地別では一の坂団地7件、江陵団地3件、みずほ団地13件、見晴団地3件、滝の川団地28件、啓南団地9件、新町団地1件、緑町団地1件、東団地1件、開西団地1件、銀川団地1件、西町はゼロ、江南団地9件、新興団地1件、北辰団地2件、東滝川団地ゼロ、東栄団地3件である。

委員 長
水 口

他に質疑はあるか。

① 修繕料については、昨年も予算に対してかなりの執行残ということで、経費を削減したり、大工を直営でということだったが、平成20年度はさらに3,000万円を繰り越すことを考えると、入居者からの修繕、改修の要望もかなりあると思う。20年度内に要望があったが、当該年度中に修繕をしなかったことがあるのか伺う。

② 平成20年度にいろいろな事情があって本人の申し出により公営住宅内で住みかえをしたことがあったかどうか伺う。

三谷課長

① 修繕の要望があったがしなかったということは1件もない。すべて対応している。

② 団地内の住みかえは1件あった。

万年主任主事

② 補足させていただく。住みかえの1件については、一の坂団地の5階に住んでいた足の不自由な方で、滝の川団地1階の中古改善した部分に移っていただいたものである。

委員 長
堀 田

他に質疑はあるか。

西5丁目団地の件で、道営住宅は一挙に解体されたが、市営住宅はなかなか予算の関係でできないとのことだったが今は更地になった。町内会の集会場ということで1棟が今も残っているが、それも解体するという事でよいか。解体すると聞いていたが、市としてどう考えているか伺う。

三谷課長

1棟には集会場と住戸が2つついているが、ほほえみ工房に譲渡している。譲渡の条件の中で、集会所は当分の間、地域で使うことになっており、ほほえみ工房が建物を拡張しない間は集会所として使わせてあげてくださいという条件で譲渡していると思う。あとの2戸については、ほほえみ工房で物置として使うことになっている。

委員 長
清 水

他に質疑はあるか。

① P577、敷金基金について、前年度末が3,300万円で決算年度末で5,667万円ということで、返済額は三百幾らかと思ったが、動きがよくわからないので説明願う。

② P445、役務費で100万円残している。屋根雪の処理が減ったというのはわかるが、直営でやったということで職員が屋根雪をおろすのはかつてはなかったことで、ここ五、六年の財政難の中で職員がやむを得ず行くようになった。予算を残してまで職員が直営でやる理由を伺う。

③ 発注のスケジュールについて伺う。例えば水道メーターの関係の発注は11月に行っている。これは補正でついたという記憶はないが、当初予算だとすればなぜもっと早く発注しないのか。あわせて全体の発注を4月、5月、6月ぐらいに何割発注し、7月、8月、9月までに何割発注したか伺う。

④ 江陵団地のエレベーターのところに、「健康な人はエレベーターを使わないでく

ださい」というプラスチックの表示板が張られている。これは自治会の費用でされていると思うが、苦情が出ている。このことは私も聞いているし、建築住宅課にも来ていると思うが、見解を伺う。

⑤ 平成20年度の管理人の総数と管理人への苦情の中身について伺う。管理人の報酬は、今も一律月3,000円なのかについても確認する。

⑥ タグ計画で廃止が言われている老人福祉住宅の平成20年度の入退去状況を伺う。

⑦ 先ほどの説明で市営住宅の管理戸数を1,806戸と言ったが、ストック計画では1,846戸となっており、ずいぶん数字が違うので説明願う。

⑧ 退去した方について、敷金を100%返した方、全く返さなかった方、その中間の方ということで、それぞれ件数で伺う。

⑨ 委託の入札率の問題で、10月7日に西5丁目団地、新興団地など4本に分かれて入札が行われているが、69.9%、70.08%、67.8%、70.1%と妙に数字が重なっている。なぜこういうことが起きたかという、1つは入札方法である。指名競争であれば何社、地域限定一般競争であれば何社ということである。

⑩ こういう景気なのでやむにやまれぬ同居があると思う。ケースバイケースだと思うが、収入についての報告をどうするかは別にして、やむにやまれぬ同居は公営住宅法に違反するものではないと思う。善意ではない違法同居者の方もいるという苦情もあるが、こういったことについての取り組みを伺う。

三谷課長

② 例年であれば屋根の雪おろしは業者に頼むが、去年は発生しなかったということもある。3年ほど前には平らな屋根ではあるが職員が上がり雪をおろしたことがあったが、それ以降は平屋の低い屋根についてはやっているが、高いところは危険だということでやっていない。空き家の玄関前の除雪については、間に合わないときは職員がすることはある。

③ 発注は建築担当が行うが、年間何十本という工事があるので、全体のスケジュールを組んで工期のかかるものは4月、5月に早めに発注するようにしている。水道メーターは、屋内の作業で短期間にできるものなので11月になっている。月別の割合としては、4月は大型の工事を発注するのに追われるので幾らも出せないが、5月、6月、7月、お盆までに80~90%出したいということでやっている。

⑤ 平成20年度の管理人総数について、市営住宅の管理人は実人数で28名である。報酬は10戸まで1,800円で1戸増すごとに60円加算している。

④ あの看板を掛けるときに自治会で掛けたいとの相談を受けた。内容も見せていただいたが、管理人としてはエレベーター代を節約したいということで、当然老人や障がい者には使わせたいが、子供が中で遊んだり、セールスマン的な人がおりるときにもエレベーターを使っているということで、そういう人たちには使ってほしくないということで掛けたものである。

⑨ 解体工事については4社の公募型入札で行っているところで、低率になった理由はわからないが、競争入札でなったということである。

⑩ 違法同居については把握していない。

⑧ 全体の数字しか押さえていないが、平成20年度に敷金を戻した方は134件である。

⑦ スtock計画との住戸数の違いについては、基準日が違っている。Stock計画においては昨年の7月ぐらいの数字だと思う。

⑥ 老人福祉住宅の入退去状況は今調べにしている。

⑤ 管理人に対する苦情は、一部の管理人に対してだが聞いている。

委員 長
清 水

今調べている件を除いて再質疑はあるか。

① 敷金基金について聞いたのは、P577で前年度末現在高3,321万3,000円だったが、現金が大幅にふえて5,667万8,000円になっている。こういうふうにふえるのが決算書から読み取れないということと、敷金基金は幾らになるとそれが原状復帰するのかについて伺う。

② エレベーターについて、自治会の考え方としてはあり得るが、公営住宅にはたくさんさんのエレベーターがあるわけで、こういったことがそのときどきの公営住宅担当課長の判断でされるのはいかがかと思う。このことによってエレベーターに乗れない人も出てくる。セールスマンだって一生懸命に働いているわけで、全棟で統一できるように、こういった張り紙的なものはやめるべきだと思うが考えを伺う。

③ 一部の管理人について不適当ではないかという苦情が入っている。状況が危険なところまで来ていると思うのは、あるとき管理人が除草剤を勝手にまいて、いつも草取りをしているお年寄りがそれを知らないで草取りをして手や上半身が荒れたという方が2人いた。1年目にそういうことがあってだめだと言ったのに、この管理人は2年目も同じことを繰り返した。不適格な管理人ということでやめてもらうことも必要ではないかと思うが考えを伺う。

④ 解体工事についてだが、余りに安過ぎるということで最低入札価格制度も必要なのではないか。順番はわからないが、4つのうち3つが一つの会社である。みんな70%プラスマイナス1で落としている。そのときの入札は1回目が70%で落ち、2回目も70%で落ちたので、これは参ったということではほかの企業が67.8%で落とさざるを得なかったというのが見える。委託でも同じことがあったということで、このことについての考えを伺う。

委員 長
万年主任主事

まず老人福祉住宅について答弁願う。

老人福祉住宅の入退去状況についてお答えする。平成20年度の退去数は、東団地2件、東町団地2件、江南団地1件となっている。入居は江南団地の1件のみである。

大平部長

④ 確かに解体工事については70%前後ということで、どちらかというと低入札の傾向にある。ほかの委託業務の一部についてもそういった傾向が見られており、今後そういった論議はあると思うが、解体工事については、物がきちんとなくなってそれが認められればいいということで、工事のようにどこか手抜きをして将来にわたってできた完成物が支障を来すといったものではないということがある。委託についても、例えば設計などの委託業務をしている最中に監督員とやりとりしながら最終的にきちんとしたものを出していただけているということもあり、まだ最低落札価格の設定には至っていないが、そういった論議が指名選考職員会議等でも出てきているといった現状である。

鎌倉副主幹

① 公営住宅の敷金基金についてだが、平成19年度末の基金残高は3,321万3,004円あった。決算書の中での部分について、積み立てする部分として基金積立金の2,653万536円、この中には基金から過去に借り入れた部分の償還部分及び基金の運用利息分と新たに入居される方の敷金という形でふえる分である。これからマイナスする部分として住宅を退去されると敷金を還付するので、P448、449に出てくる敷金払い戻しに要した経費の306万4,000円で、これを毎年プラスマイナスして基金の現状が出てくる。現時点で20年度末基金残高が5,600万何がしかあるが、その段階で敷金基金から公営住宅特別会計で借り入れしている残りの部分が3,900万円ほどあり、その部分を基金へ償還すると、基金残高の9,500万円という形になる。

三谷課長

③ 除草剤をまいたのは駐車場の部分で畑のほうにまいたとは聞いていなかった。私

から見ると、管理人には皆さんを指導しながら一生懸命にやってもらっているという認識がある。ただ一部の方からは人間関係もあるのだろうが、大変嫌われているということもあって苦情もあるが、現在のところはそんなに誤ったようなことはしていないと思っているので、続けてもらおうと思っている。

② エレベーターの件は、自治会で決定されることで、市のほうから内容についての指導はするが、張る張らないの決定権は自治会に任せたい。

清水

① 管理人の関係だが、私が先ほど挙げた例では畑などとは指定していない。恐らく駐車場周りあるいは横の土手の部分といったところである。その管理人はわざわざ市が張り芝したところまで除草剤をまいた、そういう方である。そういう方を一生懸命やっているという評価をする。もっと言えば、この管理人は入居者の80代の女性に結果的にはけがをさせるということまでして、この女性は警察に行って被害届けを出そうとまでしている。結局警察は被害届けを受理しなかったが、なぜそこまでこの管理人を擁護するのかわからない。もっと公正にどこかの場所でやるべきではないのか。

② エレベーターについても部長の考えを伺う。

大平部長

② 皆さんで管理して電気料を節約したいといった部分の意思を尊重したい。ただエレベーターの張り紙の内容については、誤解を受けるといったこともあるので、張る張らないを含めて自治会ともよく相談して検討したい。

① 管理人と80代女性とのことが出ていたが、詳しくは承知していない。そういった意見が多くの方から出て、もしかすると個人的な部分もあるのかもしれないが、全体として皆さんから不適格という話が来たときには、私どもとしても自治会と話をしなければならぬと思うが、今の情報だけでは判断しかねる。

委員長

他に質疑はあるか。

大谷

① 江陵団地の管理人の関係では私も訴えを聞いている。納得できる話し合いをしないまま過ぎてきているからこうなると思う。1件あったと言われたときに収まるような話し合いをしないといつまでもこうなる。どう収めたのか建築住宅課長から伺いたい。

② 窪之内委員の質疑のときに滞納者には長い期間かけてでもという話があったが、継続して手紙を出したり、訪問するなどしないとだめだと思う。そうした活動を継続して行っているのか伺う。

③ P429、駐車場については住宅より必然性は低いですが、そうした中で駐車場を借りながら滞納するのは、ほかの払っている人にとっては許されないことだと思うが、その辺についてはどういった指導をしているのか伺う。

委員長

②については、先ほどそのように答弁されたので、それでよいか。(よし) それでは2点について答弁願う。

三谷課長

① 問題が起きたときに私どもも入って決着した。本人同士が納得いくかどうかはわからないが、私どもとしては形はつくったという認識はある。

林主査

③ 駐車場料金の徴収については、引き続き家賃と同じように徴収に努めたい。余談だが駐車場料金を滞納している方には車庫証明等を交付しないことにしているので、そういうことで引き続き努力していきたい。

大谷

① 車庫証明を交付しなければその人はそこに駐車できないという押さえでよいか。

② 江陵団地の件で解決したと思っているようだが、本人は全く納得しておらず、管理人に対してかなり不信感を持っており、なぜあんな人を採用するのか、何か裏の関係があるのではないかということまで思っている。解決に向けてもっと努力しないとだめだと思うがいかがか。

委員長 決算時のことなので答弁をいただこうとは思いますが、余り平行線の質疑が続くのはいか
 にかと思う。どうしてもそれについて答弁してもらおうのか。(はい) それでは答弁願う。

三谷課長 ② もともと自治会的な中身の問題でこじれてきたことで、私どもが中に入ってどう
 こうということはないが、管理人という職が関係しているので、これからも努力しな
 がら皆さんが住みやすい住宅になるようにしていきたい。

鎌倉副主幹 ① 家賃の滞納者には車庫証明を出さない形の中で、現に車を持っているかとか、か
 えるときには滞納が終わるまでは証明を出さないということをやっている。

大 谷 今ある車はずっと置けるということか。

万年主任主事 市営住宅使用料、駐車場使用料とも 99%を維持しており、ほとんどの方がきちんと払
 われているわけで、実際に払っていない方が裁判に移行している方だと考えていただ
 ければ特にそういう話にはならないと思う。車庫証明は新しい車を買うために交付す
 るもので、滞納しているのに新しい車を買うとは何事だということで交付しないと考
 えているということである。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)

質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で認定第 6 号の質疑を終結する。
 このあとの日程は認定第 4 号だが、所管入れかえのため若干休憩する。再開は 14 時
 45 分とする。

休 憩 14 : 35

再 開 14 : 44

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。認定第 3 号について説明願う。

認定第 3 号 平成 20 年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

大平部長 説明に入る前に決算書 P335 を開いていただきたい。下水道会計については、本年度よ
 り特別会計から企業会計に移行したことに伴い、下水道事業特別会計については本年
 3 月 31 日をもって出納を閉鎖し、打ち切り決算となったことを承知おきいただいて認
 定第 3 号について説明させていただく。

(認定第 3 号を説明する。) なお、詳細については室長より説明する。

千葉室長 (認定第 3 号の詳細について説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内 ① P340、下水道使用料について、現年分の調定額が前年より 9%強減っているが、
 これは会計閉鎖の関係があるのか。閉鎖しなければその後の使用料も調定として請求
 できて 5 月末で会計を閉鎖したのか、それとも全く関係がないのか。関係なければ使
 用水量が減なのか、使用者の減なのかについて伺う。

② 下水道使用料の未収金と不納欠損金について、個人滞納額と法人滞納額をそれぞ
 れ伺う。個人で 10 万円を超える滞納件数、法人で 20 万円を超える滞納件数について
 伺う。不納欠損金を処理した個人と法人の件数と金額をそれぞれ伺う。

③ P360、個別排水処理施設設置工事だが、ここ数年の推移は平成 17 年度 13 戸、18
 年度 15 戸、19 年度 9 戸、20 年度 3 戸となっており、対象戸数が残されているという
 のはわかるが、ほぼ限界というところえ方をしてよいか考え方について伺う。

④ P335、ことしの決算全体の評価を伺う。8,019 万円の繰越金があるとはいえ、昨
 年からの繰越金が 7,494 万円あったことを考えると、単年度で見ると 500 万円ぐら
 いの黒字ということで、ここ数年の状況の決算から見ると厳しかったのではと思う。
 途中で会計を閉鎖したこととの関係もあるかもしれないが、何とか下水道料金を値上げ
 しないで長期的にいけるという見通しだったので、この決算の結果を計画から見てど
 のように評価するのか伺う。

- 赤松主査 ① 使用料の調定減についてだが、使用水量で家事用と事業用を合計して3万5,000トンほど減少している。今年度の調定額は4月から2月の11カ月分で予算額より1カ月少ない調定となっている。その理由として出納閉鎖が3月31日ということで整理期間がなかったということもあるが、平成20年度から中空知広域水道企業団のほうに集中的にお金が集められてそこで消し込みをして構成市町村に振りわけをし、お金が下水道会計に入るのが1カ月後になってしまうことで、3月分がまるまる未納になって残ってしまう。そうであるならば調定11カ月分、使用料も11カ月分として正しい状態で収納率を計上して、3月調定については企業会計の当初の調定に含めて、そのかわり21年度の企業会計の最終は22年2月で、12カ月分の収入を確保して資金繰りも確保していこうという判断をして今年度は11カ月調定の11カ月収入とした。
- ② 未収金については総体的には押さえているが、事業所別と個人別とには押さえていない。13年度に214万8,936円を倒産により不納欠損しており、これが一番大きな不納欠損額となっている。個人と事業所の合計で435件の不納欠損があった。
- ④ 繰越金の状況だが、昨年度は7,494万1,812円ということで、今年度は来年企業会計に移行することで、維持管理にかかる数字を分母として維持管理費に財源を充当する使用料と一般会計からの繰入金を分子として割り返して費用に対して収入がどのくらい満たされているかということで経常収支比率という係数で計算をしたところ、平成19年度は127%、20年度は142%ということで若干よくなってきている状況である。
- 尾崎副主幹 ③ 個別排水処理施設の設置についてはこの3年間減少しているが、平成21年度は12件予算をとり、今のところ4件ということで若干上向き傾向にあるものの、確かに減ってきてはいる。22年度に個別排水処理の計画の見直しを予定しているので、その中で検討をしていきたいと考えている。
- 窪之内 ① 現在の未収金額で個人と法人を分けていないということだったと思うが、10万円、20万円を超える今の時点での滞納件数がわかれば伺いたい。
- ② 21年度の会計を3月から22年2月までの1年間としたことは、それ以降の会計も3月から2月まででいくということなのか伺う。
- 赤松主査 ① 未収金についても1件当たり幾らという押さえ方はしていない。総額で押さえている。
- ② 平成21年以降の調定だが、前年度の3月に調定を一番最初に持ってきて、その年度の最後は翌年の2月という形を継続的にとっていくことになる。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 清水 ① P351、資本費平準化債は今年度5億600万円とのことだが、平成20年度までの累計が幾らか伺う。また平準化債を何年度までに幾ら借りて返済をいつから始めるのかといった計画について伺う。
- ② P356、工事請負費で740万円の予算に対して513万円を残した理由について、マンホール等の修理箇所が320カ所から100カ所に減ったとのことだったが、その理由について伺う。
- ③ 事務概要P144、下水道関係の契約結果が載っているが、9月以降の発注がこのページだけで6件ある。合併浄化槽の設置は申し込みがあつてということなので関係ないとしても、9月以降の発注がこれだけあるということで、全体的に遅いのではないのか。もっと早くできないのか、できないならその理由についても伺う。(1)の9で汚水枡新設工事が2月10日に終わっているが、雪の下に汚水枡を新設することで、こんな時期にわざわざする理由について伺う。

- 赤松主査 ① 平成 16 年から 20 年まで借りて償還も始まっているが、20 年度までの平準化債の残額は 27 億 5,028 万 5,481 円である。今後は、22 年から 25 年までに 18 億 5,000 万円借りる予定である。
- 尾崎副主幹 ② 道路の工事とあわせてやっているが、下水道のほうは概算で数量を計上しており、その辺で概算工事と精算したときに少し差が出てしまったということである。
③ 汚水枡の新設工事は、近年アパート等の建築が多く、秋口から冬場にかけて建てて春までに供用を開始したいという方が多く、どうしても冬の工事になってしまう。非常に状況が悪い中ではあるが、使用者からの申請があればやらなければならないので、どうしても最近は冬場の工事が多いということである。
- 清水
尾崎副主幹 全体的発注が遅いということについてはいかがか。
下水道の工事の関係で、第 4 工区と第 5 工区については 9 月下旬の発注ということで、これは先に出した工区が終わらないとできないという条件があった。また工区の地元の町内会等の意見で出入りの関係から一度にやらないでほしいということで、このように分けてやっている。
- 清水 ① 平準化債は最終的に借り終わったときにその時点で下水道会計が健全になっているかということで平成 20 年度があったということだと思うが、そういう点で 16 年度に立てた計画と 20 年度における計画そのものに対する評価がどうなっているのか伺う。これでいいということなのか、もっと借りなければならないのか、あるいは借り過ぎているのか、評価について伺う。
② 9 月以降は国の工事、道の工事、市の工事も集中するので、市の工事は 4 月から 7 月ぐらいまでに終わらせてほしいという業界関係者の話をよく聞く。そういうこととの関係で今の話はやむを得ないとは思ったが、早期発注に徹底しているのか伺う。
③ マンホール等の数の計画との違いは今の答弁ではわからない。規格でも変わらない限り予定どおりいくと思うので再度伺う。
- 千葉室長 ② 発注のずれについて理解いただいたことで、早期発注について説明する。ここ 2 年ばかりは 3 月に債務負担をとって作業を進め、早期発注に努めているところである。今後とも早期発注の体制は変わらない。
③ マンホール等は維持費である。維持費については、計画の道路改良といって起点終点を決めて作業している費目ではなく、ある意味実績数字を重ねて維持費を積み上げている。当初は道路状況や冬場の凍害などのいろいろな部分で翌年にどういう状況になるか把握しにくい部分があるが、通常はピーク時に達しない程度の予算を計上してやってきた。もう一つは長年同じ市役所の中でやっているのも、一般会計の道路管理者が逆に行ってもらおうという部分もある。特に舗装の部分でかなり出っ張った部分については下水道で行うか、早期に道路管理者が発見して行う。実際は土木課の中に同じ私どもの都市計画室も入っているのも、その辺が道路管理部門で仕上げた部分と維持管理上相当というものについてはやっていくということで、あくまでも維持の概算値で上げて精算によって額が確定したということである。
- 赤松主査 ① 平成 16 年に平準化債の拡大分が創設され、減価償却は 50 年と言われており、元金償還は 30 年で 20 年短いことから、1 年当たりの償還額が非常に高額になって経営を圧迫するということでこういう起債がつけられた。特別会計の場合は現金ありきで出納閉鎖で現金が幾ら残ってよかったという状態に来ていたが、今回企業会計に移行するに当たり、経常収支比率を出して計算したところ、21 年から 25 年までの 5 年間のうち、23 年に 98%ということで 2%ほど維持管理費に対して収益が足りなくなるが、24 年、25 年にはおおよそ 100%に盛り返して損益勘定の部分で収益は整うと見ている。

平準化債の今後の借入については、限度額は5億円ぐらいあるが、21年度では4億円ぐらい、22年度では3億9,000万円という具合に推計し、25年までで平準化債を使わないでやっていける方向にあるのではないかと見ている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で認定第3号の質疑を終結する。

以上で本日の日程は全部終了した。明日は午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 15:23